

## 2 受検申請時の提出資料

受検申請時は、申請内容に応じて以下の書類を提出願います。

- ① **技能検定受検申請書**（※必須） なお、裏面に振込済の振込用紙（丁）を貼付。
- ② **本人確認書類の写し**（※必須）
- ③ 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、その資格を証する書面の写し
- ④ 実技試験手数料の減免対象となる場合は、在職を証明する書類
- ⑤ 下記の資格で受検される場合は、合格証明書又は免許証の写し
  - ア 特級を受検する方は、同一検定職種の1級技能検定合格証書
  - イ 下位級合格の資格により受検する方は、同一検定職種の下位級技能検定合格証書  
(1、2級の受検者対象)
  - ウ 職業訓練指導員資格取得者で1級又は単一等級を受検する方は、職業訓練指導員免許証
- ⑥ 受検手数料減免対象者は、在職を証明する書類

## 3 本人確認書類

本人確認には、以下のいずれかの書類の写しを提出願います。

（受検者1人につきA4サイズで1枚）

- ① 運転免許証等、日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名と生年月日が確認できるもの）
- ② 特別永住者証明書、在留カード
- ③ 健康保険被保険者証
- ④ 生徒手帳、学生証（氏名と生年月日が確認できるもの）
- ⑤ 外国政府が発行した旅券（写真欄と日本国査証欄）

## 4 受検手数料減免対象者及び証明書類

受検手数料減免対象者（①）は在職を証明する書類（②）の提出が必要です。

なお、減免措置により実技試験手数料が最大9,000円減額されます。

- ① 受検手数料減免対象者（以下の全ての要件を満たす方）
  - ア 技能検定2級又は3級の実技試験を受検する者。（随時級を除く）
  - イ 25歳未満の在職者（4月1日時点で25歳未満かつ受検申請日に在職中の者）
  - ウ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の在留資格をもって在留する者以外の者
- ② 在職を証明する書類  
「事業所に雇用されている等して就業している者」を在職者とし、以下のいずれかの書類の提出が必要です。
  - ア 雇用保険被保険者証（健康保険被保険者証は不可）
  - イ 給与明細の写し
  - ウ 所属事業所が証明する書類（在職証明書）

※協会HP上に証明書フォーマットを掲載していますので、必要な方は利用下さい。